

# 引田家資料からわかった淡路人形浄瑠璃 その2

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館長 中西英夫

## 1 徳島藩は淡路人形を保護した

○徳島藩蜂須賀家は、元和元年(1615)、大阪の陣の功によって淡路一国を加増された。

(1) 人形浄瑠璃を好んだ藩主 …… 御前操りを上村源之丞座に命じた。 「万日帳」より

寛永二十年(一六四三)二月二十七日の条	一、宝珠院様御姫様御振舞被為成あやつり御座候
正保二年(一六四五)正月十五日の条	一、しやうるりあやつり御座候
万治四年(一六六一)六月二十五日の条	一、太守様今朝四二酒部内膳方へ被為掛御腰、彼方にて源之丞にて操被仰付候。夜ノ六ツ半時ニ御帰城。
同年同月二十七日の条	一、銀子拾枚 淡州三条村源之丞ニ被下、右は酒部内膳方ニ而操被仰付御覽被遊候節、出来坊装束可仕旨ニ而被下。取次尾関源左衛門
同年同月二十九日の条	一、御帷子五ツ、源之丞役者之内上方ノ者・頭五人ニ被下、右者酒部内膳方ニ而最前操御覽被遊候節、骨折申由ニ而被下(以下略)。
宝永三年(一七〇六)十月二日の条	一、今日於鷺之間傀儡師源之丞ニ操被仰付候。尤如前々、御城諸日帳各以上之面々、非当も見物ニ罷出義不苦旨、御目付中より当番之面々迄申達候。
上るり	一、とらおさな物語、薩摩守忠度但シ初段二段まで
狂言	一、麦踊、河内長者、釣狐、なそ物語、八島物語、夜討熊坂、羅生門、住吉踊(以下略)
享保六年(一七二一)二月五日の条	一、於鷺之間、源之丞ニ碁盤人形被仰付候。裁判人岩佐丈右衛門、桑村万右衛門、蘇鉄之間高間御歩行四人宛御番被仰付候。御次番奥納戸奉行。
享保十六年(一七三一)二月二十九日の条	一、太守様御麻珍御祝儀御務被遊、上村源之丞ニあや釣被仰付、一統拝見被仰付候。

江戸でも人形芝居を呼んだ。

「阿淡年表秘録」より

四代藩主綱通のとき	延宝1年 9月4日 須本御着座、同夜操仰付、源之丞 (淡路巡見)
五代藩主綱矩のとき	元禄7年 4月5日 於芝御屋敷江戸半太夫被召寄操被仰付
元禄8年	4月21日 森美作守君御招待、操二流被仰付
元禄9年	5月15日 江戸半太夫被召寄操御覽
元禄10年	6月25日 森美作守君御招待、式部太夫被召寄操、昼夜二流被仰付
元禄11年	8月6日 薩摩外記坐被召寄操被仰付、夜二入浄有のろま被召寄碁盤人形被仰付、御魂意旗本衆入来
元禄12年	11月11日 江戸半太夫被召寄操御覽
元禄13年	10月11日 夜二入源之丞操被仰付 (淡路巡見)
元禄14年	10月21日 江戸半太夫被召寄昼夜操被仰付
宝永4年	10月22日 式部太夫被召寄操被仰付
宝永6年	5月22日 江戸半太夫被召寄操御覽
宝永7年	7月12日 夜碁盤人形被召寄御覽
宝永8年	7月22日 式部太夫被召寄操御覽
宝永9年	12月22日 為御年忌、土佐太夫被召寄操御覽
宝永10年	12月25日 碁盤人形被召寄昼夜品々被仰付
宝永11年	3月22日 江戸半太夫被召寄操御覽
宝永12年	7月15日 屏風人形碁盤操被仰付
宝永13年	7月2日 伏見賀太夫被召寄操御覽
宝永14年	9月12日 御同断(御代替相済)為御祝儀、修理太夫君操被仰付
宝永15年	1月27日 御奥方君為御祝儀、公作太夫被召寄操被仰付
享保5年	(修理太夫君松平右三門督君へ御聲入)
八代藩主宗鎮のとき	御客有之辰松八郎兵衛被召寄操被仰付
元文5年	4月5日 御客有之辰松八郎兵衛被召寄操被仰付
元文6年	11月14日 今晚九郎兵衛より操申付、源之丞勤之(淡路巡見)
元文7年	11月20日 天氣相二付御逗留、夜二入操被仰付 (淡路巡見)
延享3年	3月12日 豊光院君上御屋敷へヒ為入、辰松座ヒ召寄操ヒ仰付
延享4年	11月11日 豊光院君被為入操ヒ仰付

(2) 上村源之丞座の厚遇

- 棒役三本（夫役＝税金）免除。「日向」の名を賜る。
- 脇差の着用、正月の挨拶のために城中へ参上。
- 御前操り、御手当芝居、御祝儀芝居
- 資金の貸し出し・元禄5年（1692） 銀札5貫目
  - ・延享3年（1745） 銀札1貫目（無利子で100目づつ10年年賦）
  - ・天保8年（1837） 銀札7貫目

○金1両＝銀60匁(目)＝銭4000文

○1両は、今のお金でいくらぐらいか

\*米価を基準に計算すると

江戸時代初期の1両 = 10万円

中～後期の1両 = 3～5万円

幕末の1両 = 3～4千円

\*江戸時代中期の1両を

米価で換算すると 4万円

賃金で換算すると 30～40万円

そば代金で換算すると 12～13万円

※ 厳しい経営

乍恐奉願上御訴訟之事(要旨) 宝永二年(一七〇五)

祖父源之丞(三代目源之丞、承応一年没力)のとき、初代藩主至鎮様の御前で操りを仰せ付けられ、御意にかなない、棒役三本御赦免いただきました。二代藩主忠英様の淡路巡見の際、親源之丞(四代目源之丞、天和二年没)が操りを仰せ付けられ、御意にかなない、日向の名を賜りました。三代藩主光隆様のとき、綱通様ご誕生、ご着袴の際、御祝儀芝居を拝領しました。御前操りも度々仰せ付けいただきました。貞享三年(一六八六)に年貢滞納が十六石余、商い借銀二貫四百目となって名代(興行権の所有者)が取り続き難くなり、芝居拝領を願ひ出ましたところ、徳島城下での芝居を頂戴し、存続することができました。しかし、その後も年々の負債が重なって、元禄五年(一六九二)には名代が絶えるほかない状況に追い込まれ、借銀を願ひしましたところ、銀札三貫目の拝借をお許しいただき、翌年徳島城下で十四日間、元禄九年には洲本で十日間の芝居を拝領し、お陰様で今まで役者を手放さずにすみました。しかし、近年は不景気、物価高で地方興行の利益が上がりず、とりわけ資金繰りに行き詰まっています。借銀の返済も滞り、一貫八百目が未返済になっています。芝居に使う諸道具を拵えることもできず、困り果てています。前々は庄屋鈴江又五郎様にお頼みして商人から借用して道具を拵えましたが、四・五年前から利息の返済も滞って新たに借銀することもできず、もはや一座存続しがたく困窮しています。これまで度々ご援助をいただききましたので、新たなお願いは恐れ多く差し控えていましたが、この度はおめでたい時節で、このようなときには前々から操り芝居を仰せ付けいただきてきましたので、恐れながら、徳島御城下にて日数十四日、洲本にて十日の芝居を仰せ付けくださいますれば、一座が存続でき、ありがたく存じます。

乍恐再三奉願上覚(要旨) 天保八年(一八三七)

これまで数代人形操り座本として生計を立ててきましたが、近年は物価が高騰し、大人数を引き連れ諸国を巡業しても口過ぎがでさず難渋しています。この稼業をやめても他に方便もなく、しなれた手業で暮らす他ありません。一年契約で太夫・三味線を雇い、村浦に祭りでの芝居を頼んでも、数年前から注文が段々減り、たまたま注文があっても前後に日数が掛かり収入になりません。この夏、新庄村で芝居をお願いした際、多少の収益もあろうかと、近所のことなので格別の便宜を図って請けてもらいましたが、雇い人の飯代で何も残りません。引き続き讃岐に渡り、昔からのご最良筋にお願いすれば何とかなるかと思いましたが、却って出費や損失が重なり、人形や道具まで飯代や宿賃に差し押さえられ、雇い人の賃金や船賃も借りて、何とか淡路に帰ってきましたが、留守中、家族は糸綿稼ぎの利潤は少しも上がりず、売り食いをしながら旅稼ぎの帰りを待ちかねていた有様でした。雇い人に事情を説明し何とかお願いしましたが、本来は賃金は先払いの筈で立て替えた賃金ももらえなければ難渋すると言われ、大枚の銀子を調達する手立てもなく、もはや一座取り続きがたく進退窮まっています。代々続いた一座が絶えることは嘆かわしく、今後生計を立てるすべもなくありますので、再三ご無理をお願いして誠に恐縮ですが、銀札七貫目の御手当を拝借いたしたくお願い申し上げます。組合の家族も困窮し、私のところへ無心に来て見捨てるのを見捨てたく、拝借できましたら家別に配分することによって当分のしるのるのでありがたく存じます。何とぞお慈悲の上を以て、お聞き届けくださいますようお願い申し上げます。

※ 御手当芝居

上村源之丞座が経営難になったとき、藩が特別に許可した大規模な興行。

興行日数は、徳島城下で晴天14(15)日、洲本10日が通例。

④元禄6年(1693)の御手当芝居……『芝居根元記』(阪口弘之氏所蔵)より

- ・経営難に陥った上村源之丞座は藩から銀札3貫目を借用し、翌6年に徳島城下での芝居を願い出た。
- ・源之丞は19名の常雇いの人形遣い・太夫・三味線に、新たに大阪から雇い入れた大夫2人・三味線弾き1人を加え、14日間(4/13~5/8)の徳島東富田で大規模な興行を行った。
- ・浄瑠璃は当時の新作物7本で、幕間に4本の間狂言(踊り、寸劇、木遣りなど)が演じられた。
- ・収益は銀16貫目(約2700万円?) 花(御祝儀)は除く。

※ 御祝儀芝居

藩に慶事があると、特別に御祝儀芝居という大芝居が許可された。

上村源之丞座 13回

- ・御誕生被為遊候御砌(若様が誕生したとき) 市村六之丞座 2回
- ・御袴御着被為遊候御砌(若様が着袴の儀をすませたとき)
- ・御元服被為遊候御砌(若様が元服したとき)
- ・御入国被為遊候御砌(藩主がお国入りをしたとき)
- ・御疱瘡被為遊候御砌(若様が疱瘡を無事すませたとき)
- ・御昇進被為遊候御砌(藩主の官職や位階が昇進したとき)

④文化13年(1816)の御入国祝儀芝居……『御入国御祝儀芝居諸願控』(引田家文書)より

- ・第12代藩主蜂須賀斉昌のお国入りに際し、源之丞は徳島で晴天30日、洲本で15日の御祝儀芝居拝領を三原郡代手代へ願い出たが、認められたのは、徳島15日、洲本10日。

<徳島興行>

○名東郡佐古村の畑地3反を借用し小屋掛け。

文化13年3月11日~4月下旬(興行日数7日追加) 毎日五ツ時(午前8時頃)開演。

○出演者 太夫 追抱(特別出演)の2人(宮戸太夫、八重太夫)を含めて計10人

三味線 勝次郎(大阪)を含めて計4人 人形遣い 計24人 総人数38人

○スタッフ 札売場3人、中札場2人、御役人木戸2人、男木戸2人、女木戸2人、

中木戸2人、御役人廻り2人、見廻り人2人、料理茶屋1人、酒店1人、

茶屋1人、菓子店1人、麺類店1人、棧敷中座世話人8人、計30人

晴天十五日之内残り四日ニ罷成申候。然所、此度之芝居見物人無数、其上毎々雨天また多御座候旁、以入無数、不繁昌ニ御座候上、高銀取之太夫役者共召抱、造用多相懸申候。前廉御祝儀芝居被為仰付候砌と違、御家中様方御見物ニ御出不為被下候ニ付、棧敷等も売不申候。(略)右ニ付先達て被為下置候晴天十五日相満候上、御慈悲之上を以、今七日御免被為仰付被下候様奉願上度奉存候。(略)

要旨

晴天十五日のところ残り四日になりましたが、雨が多くて観客が少なく、高給取りの太夫を抱え、経費がかさんでおります。以前の御祝儀芝居のときと違ってご家中の方々もお出でくださいませんので棧敷席も売れません。(略)ご慈悲の上をもつて、晴天十五日終了後、あと七日間の興行をお願い申し上げますようお願ひ申し上げます。(略)

「願之通七日被仰付候」

<洲本興行>

○洲本の塩屋川原で小屋掛け。役所より小屋掛けに使う杉丸太25本、大竹30束貸し出し。

○8月23日~9月6日(開演の前夜、台風が襲来し芝居小屋が壊れて、開演を1日順延。)

興行日数5日間追加 「菅原伝授手習鑑」五段目で花火の演出

## 2 淡路座の上演形態

江戸時代前期 浄瑠璃（5段構成）＋幕間に「間狂言」→浄瑠璃の多段化とともに間狂言なくなる。

江戸時代中期～浄瑠璃（全段通し＝通し狂言）＋「付物」（浄瑠璃1段）

大阪などから有名な太夫を特別出演として雇い（「追抱」という）、「付物」を語らせた。

〈役者の修業〉

<p>引田源之丞殿</p> <p>淡路国三原郡・〇〇〇〇〇</p> <p>明治三十一年一月廿六日</p> <p>不勤候節ハ約速違約トシテ 十四年間相勤メ可申候也。</p> <p>私儀今回貴座へ本年より満七ヶ年間、芸道修行ノ為ニ奉公仕候ニ付テハ、右年期中他ノ座又ハ自俣ニ引取申間敷候。萬一年期中勝手ニ引取等之申有之候へば、同請人より相当之費用償ひ可申候。仍テ証文如件。</p> <p>証</p> <p>（芸道修業の奉公の証文）</p>	<p>（年期奉公功勞金領収）</p> <p>一、〇〇〇〇〇儀、三十八年迄年期奉公致シタル功トシテ、本日金六拾円正ニ請取申候ニ付テハ後日此奉公契約中ニ対スル金銭出入ハ一切後日至リ何タル証ヲ相出ルモ無効ニ致し候。仍テ如件。</p> <p>明治三十九年旧二月二日</p> <p>片田村 〇〇〇〇〇</p> <p>同 〇〇〇〇〇</p> <p>引田源之丞殿</p>
--	--

〈役者・三味線・追抱の雇用〉

## 2 明治以降の上村源之丞座の動向

- (1) 明治8年 文楽座の紋下5代目竹本春太夫・2代目豊澤団平と提携し、新作「大和錦朝日旗揚」を上演  
明治35年 東京の新富座で興行（観客のリクエストで三日ごとに演目を差し替え）
- (2) 15代源之丞（松田清、和歌山県出身）の積極的経営策（明治30年代～大正9年）
  - ①大阪進出 文楽座と対抗していた彦六座の売買契約を結ぶが、文楽座に手に渡り失敗。  
彦六座系の芸人を組織した明楽座の買収を図るが不調。
  - ②神戸進出 明治40年、湊川に稲荷座を新築（後に小松島に移す）。新作浄瑠璃「楠公一代記」を発表。
  - ③徳島へ移転 大正初期に本拠を徳島に移し、3劇場を経営する。  
相生座（新町橋筋）、稲荷座（新栄町）、南海座（小松島）
  - ④隠居座上村源之重座を買い取り3座を新設して、人形座を大黒・戎・弁天・福祿・多聞の5組とした。
  - ⑤積極的著述活動 「源之丞家由来記」「引田家の沿革」
  - ⑥淡路源之丞座との確執

### (3) 16代源之丞（引田喜三）

- ①大正14年、本家源之丞座の名義・道具を二木貞治郎に1000円で売却し、昭和4年に引田家が再び1300円で買い戻す。
- ②昭和12年、近代的劇場稲荷座を新築。
- ③昭和20年7月4日、徳島空襲で邸宅・劇場を失い、上村源之丞座は終焉を迎えた。